

競争参加資格審査申請書変更届 (測量・建設コンサルタント等業務)

営業所の名称・住所変更

令和〇〇年〇〇月〇〇日

近畿地方整備局長 殿

「港湾空港関係」に提出する場合は、「副局長」宛

登録部局が複数ある場合は、「別表のとおり」と記載し、別表を添付すること。登録部局が近畿地方整備局のみの場合は、「近畿地方整備局のみ」と記載

認定通知書に記載されている「認定年月日」及び「業者コード(11ケタ)」

登録部局名
登録業種名
資格認定通知書の
認定年月日・業者コード
住所
商号又は名称
代表者氏名

近畿地方整備局
測量・建築コン・土木コン・地質・補償コン
令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号

〒 540-8586
大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
(株)近畿地方整備局コンサルタント
代表取締役 近畿 太郎

担当者氏名
担当者電話番号

セイビ シロウ
整備 次郎
111-111-1111

変更等が生じた場合には、速やかに、「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(測量・建設コンサルタント等業務)」により、変更等の届出をしてください。

記

変更届の作成者の氏名・連絡先を記載
氏名にはフリガナも記載

変更後の内容を記載

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
営業所の名称・住所	関西支店 〒000-0000 大阪府大阪市中央区大手前△-△ TEL:06-0000-0000 FAX:06-0000-0000	大阪支店 〒000-0000 大阪府大阪市中央区大手前△-△ TEL:06-0000-0000 FAX:06-0000-0000	令和〇〇年〇〇月〇〇日 添付書類が 履歴事項全部証明書 →支店欄「移転」の年月日 法人異動届など →異動日や変更日などの年月日

住所変更に伴い、電話・FAX番号の変更が生じた場合は、変更後の電話・FAX番号等も併せて記載すること。
※電話・FAX番号の変更が生じない場合は、「TEL・FAX変更なし」と記載

2. 変更事項にかかる添付書類名

登記事項証明書(履歴事項証明書)

(または「法人設立(異動)届」の写しなど)

申請日から3ヵ月以内に発行されたもの(写しでも可)

<契約中の案件> 近畿地方整備局 〇〇国道事務所 令和〇〇年度〇〇〇〇業務
関東地方整備局 〇〇河川事務所 令和〇〇年度〇〇〇〇測量

〒222-2222
〇〇県〇〇市〇〇〇〇1-1-1
電話番号000-000-0000
行政書士 行政 太郎

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の
- 3 「本店住所」、「商号又は名称」、「本店代表者の氏名」を変更する場合には、フリガナを付すること。

契約中の案件がある場合は、発注部局・契約案件名を記載(様式に収まらない場合は、必要事項を記載した別紙(任意)を作成して提出)

記載してください。

行政書士が本書類を作成した場合は、欄外余白に記名等が必要

別表

商号又は名称：(株)近畿地方整備局コンサルタント

登録部局名	登録工事種別	認定年月日	業者コード																		
東北地方整備局	測量・建築コン・土木コン・地質・補償コン	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
関東地方整備局	測量・建築コン・土木コン・地質・補償コン	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
北陸地方整備局	測量・建築コン・土木コン・地質・補償コン	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
中部地方整備局	測量・建築コン・土木コン・地質・補償コン	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
近畿地方整備局	測量・建築コン・土木コン・地質・補償コン	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
中国地方整備局	測量・建築コン・土木コン・地質・補償コン	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
四国地方整備局	測量・建築コン・土木コン・地質・補償コン	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
九州地方整備局	測量・建築コン・土木コン・地質・補償コン	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
国土交通省大臣官房官庁営繕部	測量・建築コン	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
国土技術政策総合研究所	測量・建築コン・地質	令和〇〇年〇〇月〇〇日																			

認定通知書に記載の業者コード(11桁)を記載

「道路・河川・官庁営繕・公園」関係のみ

別表に記載できる部局は「全10部局(関東地方整備局含む)」のみ
 港湾空港関係、他省庁や国土交通省大臣官房会計課、北海道開発局等は、
 別途に変更届の提出が必要になりますので、ご注意ください。